

事務連絡
令和4年11月10日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者への対応について
(再周知)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンの接種に伴って副反応が生じた者への対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）等に基づき御対応いただいているところです。

また、アナフィラキシーが生じた場合の対応については、「コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注）の接種に伴うアナフィラキシーの発生について」（令和3年3月15日付け健発0315第8号・薬生発0315第13号厚生労働省健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）及び「新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保について」（令和3年3月31日付け医政地発0331第1号・健健発0331第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長、健康局健康課長連名通知）において、留意事項等を周知してきたところです。

新型コロナワクチン接種後にアナフィラキシーが生じた場合については、これまでも上記通知等に基づいて御対応いただいていたところですが、当該症状が疑われる事例が引き続き報告されていることから、各自治体におかれては、管内の各接種会場において、接種後にアナフィラキシーが生じた場合に適切に対応いただくよう体制等について改めてご確認いただくとともに、管内の医療機関に注意喚起を行っていただくようお願いいたします。

以上